

条例、諸外国におけるVOC貯蔵施設の取扱い

	根拠法令	裾切り 指標	裾切り 数値	既設施設に対する猶予期間	対象施設（油種）
国	大気汚染防止法	容量	500kl		貯蔵タンク（ベンゼン）
埼玉県	埼玉県生活環境保全条例	容量	500kl	3年	貯蔵用屋外タンク（炭化水素類）
千葉県	千葉県炭化水素対策指導要綱	容量	500kl (既設は 1000kl)	5年 (容量 1000kl 以上、沸点又は 5% 留出点が、100-150 の炭化水素 を貯蔵するものは 3000kl 以上)	屋外タンク貯蔵所（炭化水素）
大阪府	大阪府生活環境の保全等に関する条例	容量	50kl	6ヶ月	貯蔵施設（揮発性の高い有機化合物を貯蔵するものに限る。ただし、温度が摂氏一五度で圧力が一気圧の状態において気体状の有機化合物を貯蔵するものを除く）
米国	大気清浄法	容量	40m3	なし	貯蔵タンク（揮発性液体有機化合物、蒸気圧 3.5kPa 以上）
EU	石油類の貯蔵及びターミナルからサービスステーションまでの流通による VOC の放出抑制に関する理事会指令	なし		3年(年間取扱量 50000t より大) 6年(年間取扱量 25000t-50000t) 9年(年間取扱量 25000t 以下)	貯蔵施設 (石油類、リード蒸気圧 27.6kPa 以上)